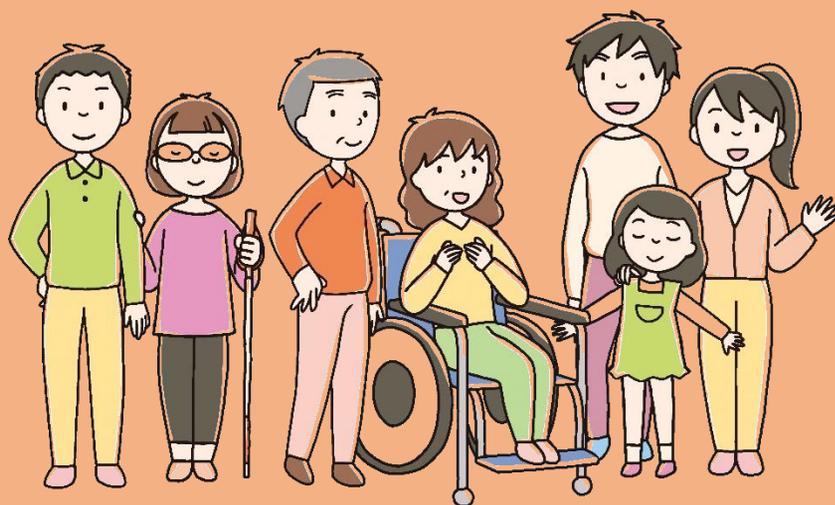


第7期竜王町障がい福祉計画

および

第3期竜王町障がい児福祉計画

概要版



令和6年3月 竜王町

1 計画策定の趣旨

竜王町では、平成 28 年 3 月に「第 2 期竜王町障がい者計画」、令和 3 年 3 月に「第 6 期竜王町障がい福祉計画および第 2 期竜王町障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人が地域において安心して暮らすことのできる共生社会を目指して、障害福祉施策の推進に取り組んできました。

このたび、国の制度改正の方向や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障害福祉施策を総合的に推進するため、新たに「第 7 期竜王町障がい福祉計画および第 3 期竜王町障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の期間

「第 7 期竜王町障がい福祉計画および第 3 期竜王町障がい児福祉計画」の計画期間は令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間です。

3 基本理念



ともに支え合い、安心して暮らせる、

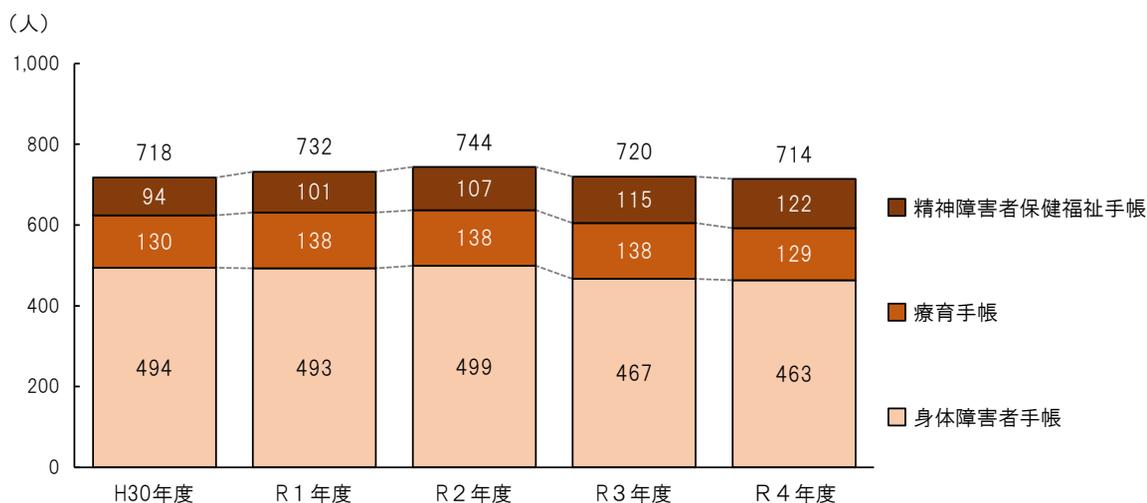
自立と共生のまち 竜王

- 本町は、「すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という障害者基本法の理念のもと、すべての住民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、暮らすことのできる「ともに支え合う共生のまち」を目指します。
- 本町は、地域の支え合いと公的な支援を効果的に組み合わせ、いつでもどこでも適切な支援を受けられる環境において、障がいのある人が自らの意思や決定に基づき、ケアを必要としながらも自立した生活が実現できる「安心して暮らせるまち」を目指します。
- 本町は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障がいのある人の活動や社会参加を制限する社会的な障壁をなくし、障がいのある人が自らの能力を発揮し、自己実現のできるまちを目指します。

4 障害福祉を取り巻く現状

●●各種手帳所持者数の推移

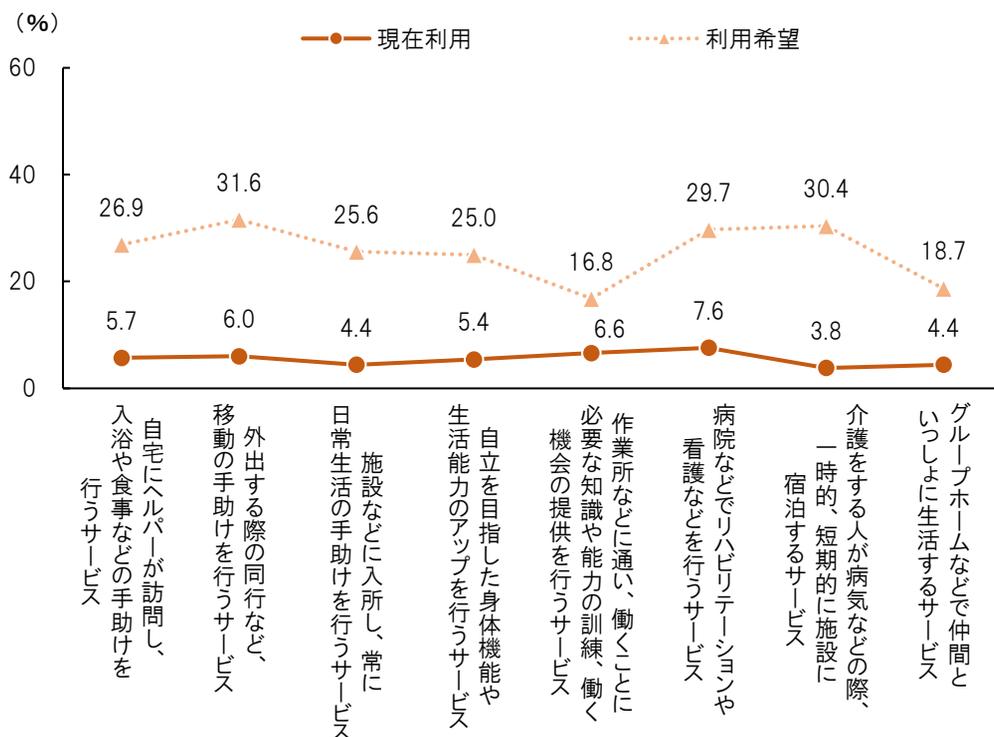
令和4年10月末時点の障害者手帳所持者数は714人となっています。令和2年以降、身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数は減少しており、精神障害者保健福祉手帳所持者数については平成30年度以降、増加する傾向となっています。



資料：竜王町 自立支援課（各年度末時点）

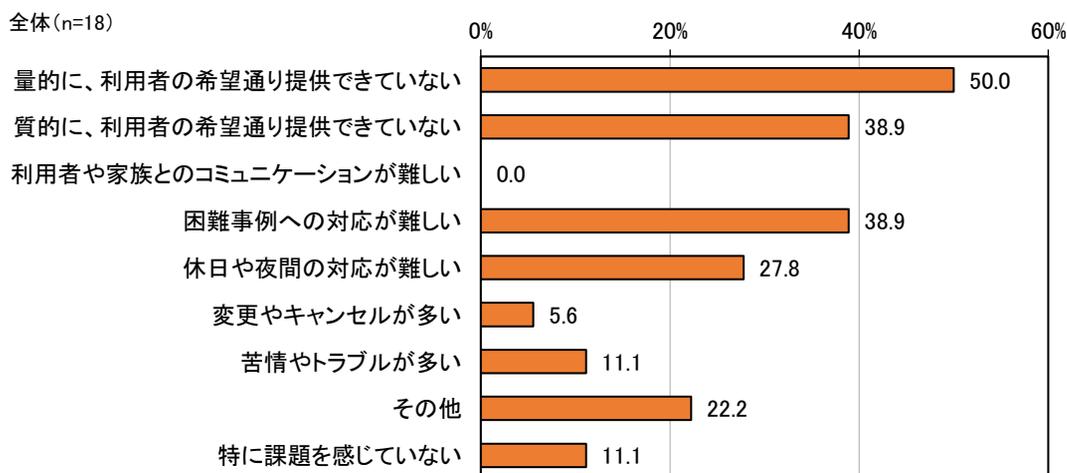
●●サービスの利用状況と利用意向（当事者対象調査）

現在利用しているサービスについては、「病院などでリハビリテーションや看護などを行うサービス」が最も高く、利用希望については「外出する際の同行など、移動の手助けを行うサービス」が最も高くなっています。



●● サービスを提供する上での課題について（サービス事業者対象調査）

障害福祉サービスを提供する上での課題についてみると、「量的に、利用者の希望通り提供できていない」が50.0%（9件）、「質的に、利用者の希望通り提供できていない」「困難事例への対応が難しい」がそれぞれ38.9%（7件）で多くなっています。



●● 竜王町で不足しているサービス事業と、その原因について（サービス事業者対象調査）

不足しているサービスについてみると、「放課後等デイサービス」が4件、「行動援護」が3件、「居宅介護」「就労継続支援(B型)」「児童発達支援」が2件、ほかサービスは1件ずつとなっています。

不足していると思うサービス	件数	不足している原因 (※一部、実態や実感を含む表現あり)
居宅介護	2	・サービス事業所の休止等による減少、対応数の限界 ・町内で事業展開する事業所が少ない
重度訪問介護	1	・入浴サービスを受け入れてくれる事業所が少ない
行動援護	3	・サービス事業所の休止等による減少、対応数の限界 ・現状では移動に関する支援が必要だが、車両運行やヘルパー不足、報酬等の面から事業所が増えない
生活介護	1	・竜王町に限らず圏域として不足
就労継続支援(B型)	2	・竜王町に限らず圏域として不足 ・町内で事業展開する事業所が少ない
共同生活援助	1	・竜王町に限らず圏域として不足
移動支援	1	・現状では移動に関する支援が必要だが、車両運行やヘルパー不足、報酬等の面から事業所が増えない
児童発達支援	2	・面積、人口に対する需要と供給のアンバランス ・なり手が少ないこと、また、事業を起こすための資金や環境がないことなどが原因
放課後等デイサービス	4	・竜王町に限らず圏域として不足 ・町外の事業所を利用されているため
居宅訪問型児童発達支援	1	・面積、人口に対する需要と供給のアンバランス
その他	1	・近隣駅までの移動サービス(バスなど)

5 重点的に推進する取組

本町の特性や課題を受け、本計画の期間内に以下の取組を重点的に進めます。

項目	目標・取組等の概要
連携体制の強化 (自立支援協議会の設置)	多様化する個別ケースや困難ケースに対応するため、今後「自立支援協議会」を立ち上げ、他の分野や関係機関との連携体制を強化します。
障害福祉サービスや支援の充実 (放課後等デイサービスの拡充)	障がい児への支援の拡充を目指し、町内で「放課後等デイサービス」の提供が可能となるよう、取り組みます。
強みとなっている取組の継続 (発達障がいのある人への支援等)	ひきこもりの方や発達障がいのある人への支援、また、地域福祉分野による重層的支援体制による取組などについては引き続き取り組みます。

6 成果目標（サービス提供体制の達成目標）《一部抜粋》

本計画は、『本町における障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業のサービス量の見込みや、その確保の方策など』を以下の通り定めています。

項目	目標・取組等の概要
①施設入所者の地域生活への移行	・地域生活への移行を希望する方に対して適切に支援できる体制づくりに引き続き取り組みます。
②地域生活支援の充実	・地域生活支援拠点等の整備 ⇒拡充 ・地域生活支援拠点等の運営状況の点検 ⇒年1回 ・強度行動障害を有する方への支援体制の整備⇒維持・継続
③福祉施設から一般就労への移行	・一般就労への移行者数 ⇒3人 ・就労定着支援事業利用者数 ⇒2人
④障がい児支援の提供体制の整備等	・児童発達支援センターの設置 ⇒拡充 ・保育所等訪問支援の実施 ⇒継続 ・児童発達支援事業所確保 ⇒継続 ・放課後等デイサービス事業所の確保 ⇒拡充 ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置⇒継続 ・コーディネーターの配置 ⇒継続
⑤相談支援体制の充実・強化のための取組	・基幹相談支援センターの設置 ⇒検討
⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ⇒継続 ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析 ⇒継続

7 活動指標（成果目標達成のために必要なサービス等の見込量）《一部掲載》

●●訪問系サービス

サービス	単位	R 6年度	R 7年度	R 8年度
居宅介護	人/月	11	12	13
	時間/月	341	362	383
重度訪問介護	人/月	3	3	3
	時間/月	45	45	45
同行援護	人/月	6	6	6
	時間/月	25	25	25
行動援護	人/月	8	9	10
	時間/月	440	455	470
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

●●日中活動系サービス

サービス	単位	R 6年度	R 7年度	R 8年度
生活介護	人/月	27	28	29
	人日/月	702	728	754
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	3	3	3
	人日/月	23	23	23
就労選択支援	人/月	1	1	1
	人日/月	20	20	20
就労移行支援	人/月	4	5	6
	人日/月	64	80	96
就労継続支援A型	人/月	3	3	3
	人日/月	78	78	78
就労継続支援B型	人/月	28	30	33
	人日/月	756	810	891
就労定着支援	人/月	3	4	5
療養介護	人/月	3	3	3
短期入所(福祉型・医療型)	人/月	2	2	2
	人日/月	4	4	4

●●居住系サービス

サービス	単位	R 6年度	R 7年度	R 8年度
施設入所支援	人/月	2	2	2
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助	人/月	21	21	25

●●障害児通所支援

サービス	単位	R 6年度	R 7年度	R 8年度
児童発達支援	人/月(実数)	13	12	12
	人日/月	—	—	—
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	—	—	—
放課後等デイサービス	人/月	17	18	21
	人日/月	192	204	220
保育所等訪問支援	人/月	10	10	10
	人日/月	—	—	—
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	—	—	—

8 サービスの円滑な提供のための取組

●●相談支援ネットワークの推進

町域での自立支援協議会設置に向けた検討を進めるとともに、「東近江地域障害児（者）サービス調整会議」において、関係分野・関係組織など多様な社会資源のネットワーク化を図り、専門的な立場から障がいのある人の生活全般を支援できる体制づくりを図ります。

●●ケアマネジメントの仕組みづくり

ケアマネジメントの仕組みづくりとして、①相談支援体制の充実、②ケアマネジメント従事者の確保・育成、③関係機関・団体が連携したケア機能の強化に取り組めます。

●●サービスの質向上に向けた取組

サービスの質向上に向けて、①サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者の資質の向上、②障害支援区分に関する認定審査の質の確保、③適切なサービス利用計画の作成、④障害福祉サービスに対する評価の実施への働きかけに取り組めます。

●●利用者の権利擁護

利用者の権利を守るため、①福祉サービス利用者の苦情解決のための対応の周知、②福祉サービスの利用支援の推進、③障がいのある人に対する虐待等の防止に向けた取組に取り組めます。

9 障害福祉分野の人材の確保・育成

- 障害福祉分野における人材確保や人材育成に向け、必要な研修や福祉教育などの事業を通じて、専門性が保たれるよう人材育成に努めるとともに、人材確保に関しては、国や県、障害福祉サービス提供事業所などとも連携して取り組みます。

10 計画の推進と評価

- 本計画を推進するにあたっては、計画の基本理念等を地域住民に正しく周知することに努め、サービスの利用促進を図るとともに、地域住民の理解と協力を得られるよう普及啓発を図ります。
- 庁内においては、わかりやすく利用しやすい相談窓口の設置や関係各課との連携強化による、適切なニーズ把握と専門的な課題にも対応できる体制強化を進めていきます。また、合理的配慮提供の視点より、町職員の意識向上と実践に努めます。
- 本計画を推進し、障がいのある人のニーズに合った施策推進のために、国や県の動向を踏まえるとともに、県との協議の場で議論を深め、共同・連携して先進的で有益な施策化に向けて推進します。
- 本計画をより実行性のあるものとするために、PDCAサイクルの考え方に基づき進捗管理を行います。



第7期竜王町障がい福祉計画および第3期竜王町障がい児福祉計画 《概要版》

発行日：令和6年3月 発行：竜王町 自立支援課 障がい福祉係
〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地
TEL：0748-58-5323 FAX：0748-58-5324